

2025 年 10 月

お客様各位

朝銀西信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

手形・小切手の取扱いについては、2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、政府・産業界・金融界は一丸となって、2026 年度末（令和 9 年 3 月末）までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを行っております。

当組合におきましても、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして、下記の通り対応いたしますのでお知らせします。

1. 当座預金の新規口座開設の廃止

受付終了日：2025 年 11 月 28 日（金）

2025 年 12 月以降は当座預金の新規口座開設の受付は廃止とさせていただきます。

実施日以降に事業性資金にかかる新規口座の開設をご希望の場合は「普通預金」または「決済用預金（無利息型普通預金）」をご利用ください。

現在、当座預金を開設済みのお客様は引き続きご利用いただけます。

2. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

受付終了日：2025 年 11 月 28 日（金）

上記期日以降、2027 年 4 月 1 日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止いたします。

3. 手形帳、小切手帳の発行受付の終了

受付終了日：2025 年 12 月 30 日（火）

上記期日をもって手形帳、小切手帳の発行受付を終了いたします。

なお、上記期日前であっても手形帳、小切手帳の在庫が無くなった時点で発行受付を終了させていただきます。

4. 自己宛小切手（保証小切手）の発行事務の廃止

受付終了日：2025 年 12 月 30 日（火）

上記期日をもって自己宛小切手の発行受付を終了いたします。

5. 当座預金の払戻請求書による出金（当座勘定規定の改定）

適用開始日：2026 年 1 月 5 日（月）

手形帳・小切手帳の発行停止に伴って、払戻請求書による店頭での払戻を可能いたします。上記期日以降は、当組合所定の払戻請求書へ記名・押印をいただくことで払戻を行う事ができます。

※当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。

6. 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付の終了

受付終了日：2027 年 2 月 1 日（月）

上記期日をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了いたします。

7. 手形・小切手の最終振出期限

最終振出期日：2027 年 2 月 1 日（月）

上記期日以降に振り出された手形・小切手は当座預金からの支払ができません。

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代等コストの削減など、様々なメリットがございます。

手形・小切手をご利用のお客様におかれましては「でんさいネット」、「インターネットバンキング」等の電子的決済手段への移行をご検討下さいますようお願い申し上げます。

紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry



一般社団法人
全国銀行協会

SHINKIN

信用金庫



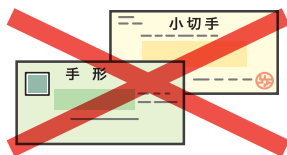
Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

A

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています（手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等）。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



Q

電子的決済サービスには 何があるの？

A

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

1

コスト削減



- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2

事務負担軽減



- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3

リスク低減



- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しいの？

A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や
資金繰り支援等のサポートを
行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ
ご案内



でんさい等の電子記録債権・
インターネットバンキングによる
振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の
導入準備



事務手続きや管理手順の見直し
を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

